



平成29年7月15日 第799号

一般財団法人日本遺族会
〒100-0001 東京都千代田区千代田一丁目六番一七号
電話 03-3261-5521
電報掛 0110-6-28331
郵政振替 毎月1回15日発行
定価 1部130円(税込)

日本遺族会は国の礎となられた英霊顕彰をはじめ、戦没者の遺族の福祉の増進、慰藉救済の道を開くと共に、道義の昂揚、品性の涵養に努め、世界の恒久平和の確立に寄与することを目的とする。

任期満了で役員改選 水落敏栄会長等が留任

日本遺族会は六月十三日、東京千代田区・KKRホテル東京で第六回評議員会、第十三回理事会を開催した。第六回評議員会では評議員、理事、監事の任期満了に伴う新役員を選任等が審議承認された。第十三回理事会では新たに選任された理事による正副会長、専務理事、常務理事の選定及び顧問の推薦が諮られ、全会一致で決定した。

午前、第六回評議員会が開催され水落敏栄会長が挨拶の後、議長三浦妙子理事が選出された。任期満了に伴う役員改選について審議し、はじめに評議員、理事、監事の選任が諮られ、全会一致で決定された。その後、本会に設置した役員選考委員会が選考結果を報告し、全会一致で決定した。また常務理事、監事に今後の運動方針、平成三十年度政府予算に対する本会の要請事項(二面掲載)等が承認、または報告された。

新役員は次のとおり
(敬称略)
会長 水落敏栄
副会長 市川由起雄
監事 久谷清邦
理事(本部) 水落敏栄、中川盛、秋田正博、野間正子、兵衛岡本勝弘、島取森田智高、那須晴雄、成島平田、高橋一、徳島吉川精一、愛蔵、関谷陽爾、高知真高、竹内明福、福岡渡邊一、佐賀山口貴夫、長副理事長、常任理事、監事、理事、代議員の新執行部が了承された。



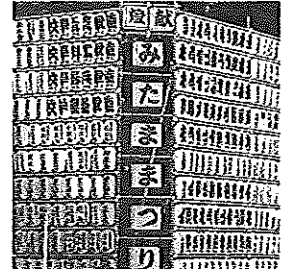
第6回評議員会で挨拶する水落敏栄本会会長 = 6月13日、KKRホテル東京で



第13回理事会で新役員が決定し、代表して挨拶する水落敏栄会長 = 6月13日、KKRホテル東京で

日本遺族会政治連盟は、六月十三日KKRホテル東京で代議員会及び理事会を開催した。代議員会では平成二十八年度の事業実施報告や決算、平成二十九年年度予算の第一次補正、次期参議院選挙対策等について審議し、それぞれ了承された。また理事会では役員改選について審議し、理事

代議員会
政治連盟
理事会を開催
六月十三日、KKRホテル東京で代議員会及び理事会を開催した。



靖国神社の夏の風物詩
7.13~7.16
みたままつり

支部長交代
秋田県
秋田県遺族連合会
阿部 勇氏
(六月一日付)

謹哀悼
高橋フミ氏
日本遺族会
元常務理事、長崎県連合
遺族会元会長。
六月二十日、逝去された。九十七歳。葬儀は早岐飛鳥会館で行われた。喪主は長男、宏忠氏。

日本遺族通信 年間定期購読のお知らせ

毎月、お手元までお届けする年間定期購読です。戦没者の英霊顕彰(遺骨収集、慰霊友好、慰霊巡拝)、遺族の慰霊改善等々の遺族関係の情報を掲載しておりますので、是非、この機会にお申し込みください。

年間購読料/1,560円 (1年間12回 税金・送料込)

お申込み
 日本遺族会事務局 ☎03-3261-5521

鎮魂鳥包む
祈り!と一慰霊の日!の特別号
にあった。6月23日の記念式典を前に沖繩では豪雨が続き心配されたが前日、雷雨明けとなり32度の猛暑に覆われた。先の大戦の末期最後の激戦地となった摩文仁には当日遺族ら四千九百人が参列し、不戦の誓いを新たに「再びこの世界に戦争の遺族をつくるな」を合言葉に子や孫達に語りつぎ平和へのアピールを宣言し、56回を数える平和慰霊大行進も堂々と炎天下を歩を進めた。往時を偲び、それぞれ思い、ハワイ州の日本人団体がハワイ日本人の歩みを支え、日本各地を巡回する写真展を始めた。日本の足音は、揺れながら関係発展に努めた日本人の存在を知って欲しい人々の。益隆りや相撲など伝統文化を守りながら生活基盤を築いた貴重な写真約100点を紹介する。昨年真珠湾攻撃から75年の節目を迎え、安倍首相が「ハワイを訪問し、献花した。我々民間レベルの交流も思いつくを超え、継続性を保持して進めたいかねばなるまい。▼天皇陛下は99の即位10年の記者会見で「私の幼い日の記憶は3歳の時始まり。戦争の無い時を知らないで育ちました。いかにばかりだったのか?」陛下の国民への思いは、23日正午、天皇、皇后両陛下は御所で沖繩の方向を向いて黙祷された。感謝の念で杯をた(▲)

戦跡慰霊巡拝や国内外の旅行は、東武トップツアーズへご相談ください。

東武トップツアーズ

東京法人東東営業部 第1営業部
 〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-10-5 住友生命茅場町ビル2階
 TEL:03-6667-0591 FAX:03-6667-0565 担当:櫻井・福田
 営業時間:平日09:00~18:00(土日祝休業)
 http://www.tobutoptours.co.jp/

“Warm Heart”
 ~ありがとうの気持ちを~

東武トップツアーズは、東京2020オリンピック・パラリンピックを応援しています。

TOKYO 2020 TOBU TOP TOURS TOKYO 2020

東京2020オフィシャル旅行サービスパートナー

平成29年度・戦没者遺児による慰霊友好親善事業・実施計画概要

Table with columns: 実施地域 (Implementation Area), 実施時期 (Implementation Period), 参加人員 (Participants), 申込締切 (Application Deadline). Lists various regions like 西部ニューギニア, マリアナ諸島, 東部ニューギニア, etc.

好業 友事 遺児の参加者募集 霊善 慰親 亡き父等の縁の地で語らう

日本遺族会では、厚生労働省から補助を受けて実施している「戦没者遺児による慰霊友好親善事業」の参加者を募集している。この事業は、戦没者の遺児を対象とした事業で、亡き父等の縁の地を巡り語り合うなど、慰霊追悼を行うとともに、現地住民との友好親善をはかることを目的としている。参加費は10万円である。

募集要項については次ページのとおり。
▼時期及び地域 実施概要参照。
▼参加費 10万円
※東京等に集合し、結団式及び渡航に係る説明会を行うため、集合場所を設ける。
▼申込方法 在任する各都道府県遺族会事務局へ。
▼参加資格 戦没者の遺児、二十八年度参加者の全てに記入を要するの



時期等は、相手国や交通機関等の事情で変更、延期または中止となる場合があります。なお、申込多数の場合は、事前に申込用紙を取り寄せていただき、記入項目に不明な点(戦没者の部隊名等)があれば各遺族会に相談し条件を満たしたうえで提出願いたい。

事前に登録を願う 遺骨収集参加者募集

日本遺族会では、平成二十九年年度戦没者遺骨収集事業への参加希望者の事前登録を行っている。戦没者の遺児をはじめ若年層(孫、ひ孫等)の方にも広く登録願いたい。
申込登録要項は次のとおり。
▼実施禁止地域及び実施時期
遺骨収集実施地未定
▼相手国行政機関等との調整
現地の治安状況等の理由により事業が変更、中止となる場合があります。
▼参加資格
①原則年齢制限はなく、身体健康

本会への賛助金のお礼

本紙(同面)でもお願ひしている本会への賛助金につきましては、ご賛助いただきました左記の方々に対し、お礼申し上げます。
なお、大変気痛ではございますが都道府県名については、送金方法により

■新日程 平成29年12月12日(火)〜12月21日(水)
次が日程変更
新しい日程は左記のとおり。
申込締切 平成29年10月17日(火)

29年度 遺骨収集実施予定表

Table with columns: No., 地域名 (Region Name), 派遣期間 (Dispatch Period). Lists dates for various regions like 樺太・占守島, トラック諸島, 硫黄島, etc.

な者で現地での収骨作業等に従事できる者、各都道府県遺族会の会員である戦没者の遺児、孫、ひ孫等、健康な者、③本会の協力関係者並びに、本会事業の推進に賛同いただいた者。
※派遣者は健康診断書並びに宣誓書の提出が義務付けられており、参加の有無については、遺骨収集推進事業を主催する推進協会の判断に従う。
▼参加登録方法 在任する各都道府県遺族会事務局へ。
参加登録にあたり申込用紙を取り寄せ、全ての項目に記入し、全ての

本会事業参加者の皆様へ
本会の事業に参加するに当たり、得た個人情報には「個人情報保護法」の定めにより、厳重に扱います。日本遺族会の個人情報保護方針につきまはホームページを参照され、本会にお問い合わせください。
日本遺族会への賛助金のお願ひ
日本遺族会では、戦没者の英霊追悼や遺骨収集事業、遺骨収集推進事業等の活動のために賛助金を募っております。本会の活動の発展にご理解を賜り何卒ご賛助いただきますようお願い申し上げます。
電話 03-3026-9496
03-3026-9498
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1 日本遺族会

ナルセヨシタカ、イマイコウジ、森島代子、吉田隆彦、倉島美子、筒井五月、大津和也、谷崎隆子、淺野廣子、植山和臣、盛永十信(以上、六月一日から六月五日まで)
皆様からいただきました賛助金は、本会が実施する各種親善事業などの活動費用に利用させていただきます。誠にありがとうございました。

関係遺族の参加者募集

マリアナ諸島の戦跡巡る

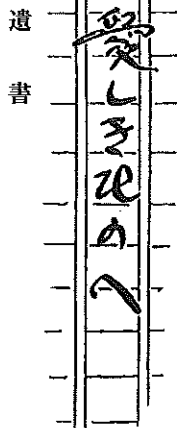
本会主催

日本遺族会では、マリアナ諸島戦跡慰霊巡拝の参加者を募集している。この慰霊巡拝は、昭和十九年の米軍の進攻により、在留邦人を巻き込んだ激しい戦闘が繰り広げられ、多くの尊い生命が失われたグアム島、サイパン島、テナアン島の戦跡を巡り、現地で慰霊祭を行い、戦没者の冥福を祈念することを目的としている。

本会主催マリアナ諸島戦跡慰霊巡拝では、当該地域で肉親を失った遺族の参加者を募集している。

▼実施時期 平成29年(令和元年)十一月二十七日(月)から十二月一日(金)の四泊五日で予定。

▼実施地域 グアム 定 ※募集人員を上限として、サイパン島、テナアン島、グアム島、サイパン島、テナアン島 回つた場は土産となる。



遺書

陸軍伍長 杉山 清

昭和十九年七月十八日
サイパン島にて戦死
静岡県静岡市西草深町出身 二十四歳

小生、大命より任務に就く。生還は期せぬものなり。ただ想ひ残す事は一つとなく只々長らくの間、身に余る御世話になり厚く御礼を申し上げます。かへり見れば誠に感慨無量なり。小生、死して亡き後よろしく両親の御祭滞りなく行事し戴きたく。之が小生の望みなり。兄姉上様末々まで御健勝、御多幸の程をはるか何処より祈るものなり。ではさらば。

兄姉上様
丸山御一同様

清

(原文のまま)
平成二十九年七月靖国神社社頭掲示
愛しき日々へ

の旅行に耐えられる健康状態が良好な方に限るので、心配な方は申込みの際に事前にお申し出願いた。参加費用 30万円前後

※参加人数により費用及び実施地域は変更する場合があります。また、集合場所の東京までの往復交通費等は別途個人負担となる。

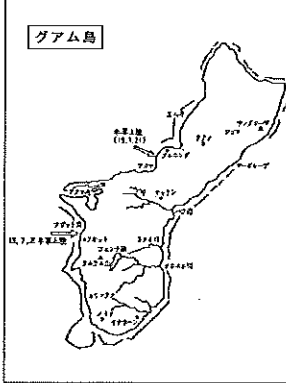
▼申込締切 九月二十九日(金)

▼申込方法 申込は在住する各都道府県遺族会の事務局へ。

※参加人数が募集人数を大幅に下回った場合は、中止となるので、予めご了承願います。

▼参加資格 マリアナ諸島及び周辺海域で肉親を亡くされた戦没者の関係遺族(妻、遺児、孫、ひ孫、兄弟、姉妹、甥、姪、配偶者等)

※原則として、航空機等による長途の移動及び気候・風土の異なる地での旅行に耐えられる健康状態が良好な方に限るので、心配な方は申込みの際に事前にお申し出願いた。

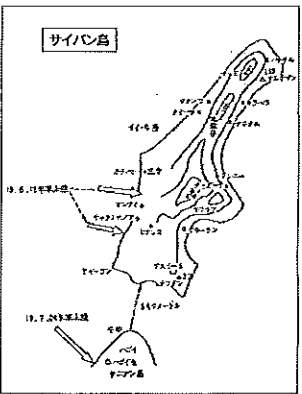
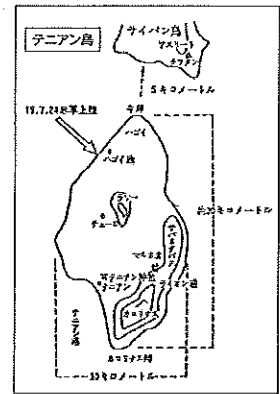


各都道府県遺族会で実施された大会、研修会等は次のとおり。

▼徳島県 6月2日
4日 各ブロック研修会を開催。2日、南部ブロック(150人) 3日、第48回全道戦没者遺族大会(700人)

▼秋田県 6月2日
4日 西部ブロック(120人)

▼北海道 6月4日
第48回全道戦没者遺族大会(700人)



▼山口県 6月5日
平成29年度山口県戦没者遺族大会(400人)

▼富山県 6月8日
平成29年度(倉卒の塔)慰霊祭(富山県北方戦没者の慰霊祭) 68人

▼徳島県 6月10日
第33回語り部事業(70人)

▼岩手県 6月19日
20日 平成29年度県下遺族会会長・事務担当役員合同研修会(134人)

▼群馬県 6月28日
平成29年度群馬県遺族の会幹部研修大会(250人)

▼新潟県 6月28日
戦没者追悼の集い(20人)

▼鳥取県 6月29日
平成29年度(一財)鳥取県遺族会研修会(90人)

恩給に関する総務省からのお知らせ

今年から、12月の支払開始日は、「6日」から「21日」に変更となります

※4月、7月、10月の支払開始日は「6日」で変更ありません。

恩給は年4回、原則、1月、4月、7月、10月の各6日に、その前3ヵ月分を後払いでお支払することとなっておりますが、これまで1月期支給分(10月から12月分)は、皆さまのお正月の準備資金として、12月6日に1ヵ月前倒しをしてお支払いしておりました。

1月期支給分のうち、12月分については、本来、12月1日時点にご存命である方にお支払いすべきものです。一方、12月6日にお支払いするためには、事務の手續上、11月16日頃に住民基本台帳ネットワークシステムを利用したご存命の確認を行う必要があったことから、12月1日時点のご存命の確認がとれない方にも12月分をお支払いすることとなっております。

このため、12月分が支払超過となった方々のご家族・ご相続人様に対して、過払金の返納手續について大変なご負担をおかけしておりました。

この状況を解消するため、本年12月から、ご存命の確認を12月4日頃に行うこととし、1月期支給分の支払開始日を12月6日から同月21日に変更することとしました。

受給者の皆さまにおかれましては、支払開始日の変更により、ご不便等をおかけすることになるとは思いますが、何卒、ご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

◎問い合わせ先
電話 03-5273-1400 (総務省恩給相談室)
〒162-8022 東京都新宿区若松町19-1

「九段短歌」
休載のお知らせ

九段短歌は新しい選者が決定するまでの間、休載とさせていただきます。

第10回特別弔慰金の請求期限は
平成30年4月2日までです

支給対象者 平成27年4月1日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方戦没者の妻や父母等)がいけない場合に、次の先順位のご遺族お一人に支給。

- 1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方
 - 2 戦没者等の子
 - 3 戦没者等の①父母②孫③祖父母
 - ④兄弟姉妹
- ※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

4 右記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族(甥、姪等)

※戦没者等の死亡当時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限りません。

支給内容 額面25万円
(5年償還の記名国債)

請求期間 平成27年4月1日から
平成30年4月2日まで

請求窓口
お住まいの市区町村の援護担当課